

高齢者会館等入浴事業廃止に伴う対応策の検討状況について

高齢者会館等の入浴事業については、平成 19 年度に事業の廃止を提案したところであるが、入浴事業廃止に伴う高齢者の入浴機会の確保について課題が残ったため、平成 20 年度当初からの廃止を見送り、改めて検討を行うこととした。

現在の利用者について、個別に聞き取りやアンケートを行うとともに、区として検討会を設置して、今後の考え方について検討を行ってきた。

現在のところ、まだ結論を得るにはいたっていないが、平成 21 年度予算での事業化を念頭にさらに検討を継続することとしており、今年度中は現行どおり入浴事業を実施する予定である。

これまで検討した新たな入浴対応策等の内容については、次のとおりである。

1 高齢者の入浴機会の確保に向けた課題

高齢者会館等の入浴事業の廃止に伴う検討の中で、利用者の一部には次のような入浴機会の確保が困難な高齢者がいることが明らかになった。

- (1) 自家風呂がない場合、公衆浴場を利用する際に、身体機能の低下により徒歩では移動が困難な人がいる。
- (2) ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の中には、一人での入浴に不安があったり、自家風呂の清掃などの維持管理が困難な人がいる。

2 高齢者会館等の入浴事業利用者の実態

(1) 実施施設（週 3 回実施）

- ・ 高齢者会館：11 館
- ・ ふれあいの家：1 か所
- ・ 地域センター高齢者集会室：8 か所 計 20 か所

(2) のべ利用者数

- ・ 平成 17 年度：20,726 人（1 か所 1 日平均 7.8 人）
- ・ 平成 18 年度：19,716 人（1 か所 1 日平均 7.4 人）
- ・ 平成 19 年度：18,213 人（1 か所 1 日平均 6.8 人）

(3) 特記事項

施設の中には、日によって利用者が 0～2 人という所もある。

3 現行の高齢者に対する入浴支援策

入浴の機会の確保が困難な高齢者が利用できる支援策には、介護保険制度や区の独自施策として次のようなものがある。

(1) 介護保険制度等によるもの

① 訪問介護（介護予防訪問介護）

日常生活上の支援を行うサービスであるが、入浴介助や見守りを含めることができる。

② 通所介護（介護予防通所介護）

レクリエーション、リハビリや食事などのプログラムに加え、入浴サービスを含めることができる。

③ 福祉用具等の支給

購入費支給の対象として、簡易浴槽や入浴補助用具があり、必要があれば「自立」と判定された高齢者も対象となる。また、住宅改修費関連では、浴槽等の改修ができる自立支援住宅改修等給付がある。

	要支援（１・２）	要介護（１～５）
自宅で利用	・ 介護予防訪問介護 ・ 介護予防訪問入浴介護	・ 訪問介護（身体介護） ・ 訪問入浴介護
施設に出かけて利用	・ 介護予防通所介護	・ 通所介護
福祉用具購入費支給	・ 簡易浴槽 ・ 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ） ※ 「自立」判定でも日常生活に困難があり、用具の給付が有効な場合は支給の対象となる	
自立支援住宅改修等事業	・ 浴槽（給湯設備を含む）	

(2) 高齢者福祉センターの入浴事業

弥生、堀江、松が丘及び鷺宮の４高齢者福祉センターで、週５日入浴事業を実施している。また、見守りが必要な高齢者に家族等が付き添って入浴する家族浴の利用枠を設けている。

4 入浴事業廃止に伴う対応策の検討

３の現行の高齢者に対する入浴支援策のうち、介護保険制度等によるものについては、対象者がほぼ介護保険認定の要介護・要支援者に限られており、また、高齢者福祉センターは区内に４か所しかないことを考慮すると、入浴機会の確保が困難な高齢者に対して何らかの対応策が求められる。これまで対応策案として検討したものは、次のとおりである。

- (1) 現在の高齢者会館等の入浴設備を利用して、対象者の要件を定めて実施する方式
- (2) 通所介護施設の入浴設備を利用して実施する方式
- (3) 高齢者福祉センターの入浴設備を利用して実施する方式
- (4) 公衆浴場等を利用できるよう移動手段の確保を支援する方式

これらの方式の中で、既存の施設を使用して実施するものについては、現在の利用者が利用の制限を受けたり、サービス全体が縮小されるという問題が生じる。また、入浴機会の確保が困難な高齢者に対象を限定する場合に、どのように対象者の範囲を定め、どのように実施するのかといった課題が生じる。さらに、検討が必要となっている。

いずれの方式にしても、財政負担の問題や利用者負担を求めるかどうかについて十分な検討が必要となる。

【参考】これまでの検討経過

- (1) 平成19年11月に「平成20年度予算で検討中の主な取り組み」の中で、高齢者会館、高齢者集会室及びふれあいの家で行っている入浴事業を平成20年3月末で廃止することを公表した。
- (2) 平成19年12月12日から21日にかけて、各施設で利用者を対象に意見交換会を実施するとともに、希望者には個別の相談の機会を設けた。
- (3) こうした経過を踏まえ、廃止に伴う課題の取扱いを検討した結果、平成19年度末に予定していた入浴事業廃止は延期し、さらに対応策を検討することとした。
- (4) 平成20年2月に、保健福祉部、子ども家庭部及び区民生活部の関係分野の職員を構成員とする検討会を設置し、8月まで4回開催した。